長与町農業委員会会議録

令和２年１２月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和２年１２月農業委員会総会

１．日時　　令和２年１２月２５日（金）　　９時２５分から１０時２０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１２番　原田　正利　　２番　渡邉　章三

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用計画について

第４　　第１号報告　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について

第５　　第２号報告　農地改良届出報告書について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１２人全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は８人出席でございます。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　みなさんおはようございます。今日はだいぶ冷え込んで、朝来るときは６度くらい、日中も１０度くらいのようです。年末は大雪が降るような感じがしますので、今特にみかんは、中晩柑を年内に採取をしなければならないという所がたくさんあると思います。

こういう会議もコロナ渦で非常に大変な時期になってきました。実は、ご存知のように長与町も成人式は中止にするとういことです。私たちはある程度距離を保っておりますので、この農業委員会の総会は随時続けていきたいというふうに思っておりますので、特に病気が蔓延しないような方策も取りながら、時間を区切って会議を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。それから、研修を年明けてからという話をしていましたが、どうもこの様子では実施できないんじゃないかという心配があります。ギリギリまで検討したいと思いますけれども、もし年度内にできない場合は新年度になってからという形で、予算の要求も事務局はしているということでございますので、そこら辺も検討して、皆さんと一緒に事を進めていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、令和２年１２月の農業委員会総会を開催いたします。まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名　委員を２人、指名いたします。１２番　原田正利委員、２番　渡邉章三委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が１件、第２号議案農用地利用集積計画が３件、報告事項では、農地転用専決処分報告が１件、農地改良届が２件出されています。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。議案書の１ページをお開きください。

整理番号　１４　申請地が、長与町岡郷（地番）。地目は畑で、１，９６８㎡。農地区分は、農用地区域外です。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、所有権移転の贈与です。備考欄に記載している通り、譲渡人と譲受人は親子の関係で、当該地を贈与します。譲受人の耕作地は、２１，９２２㎡、労働力は２人です。都市計画区域外となります。

土地の所在ですが、２ページをお開きください。図面中央を、国道２０７号線が通ってお

りますが、右下あたりに〇〇バス停がございます。そこから〇〇側へ下った緑色で表示した場所が、申請地　岡郷（地番）となります。
　以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。坂本秀哉推進委員。

推進委員８番　　おはようございます。１２月１７日の現地確認に関し報告いたします。午後２時半より行いました。立会人は、会長水谷さん、事務局長福本さん、森係長、山口委員、私坂本でございます。譲渡人さんの立会もありました。譲渡人さんが野菜を耕作していまして、引き続き、息子さんがそこで、品種も聞いておりますが、里芋を作るということで、皆さんで協議をいたしたところ、議案に対して適正であると判断をいたしました。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。１１番　山口多美子農業委員。

１１番　　１２月１７日１４時３０分より水谷会長、事務局の福本さん、森さんと推進委員の坂本さんと私で現地確認をしました。（譲渡人）は後継者へ畑を贈与するということで問題ないと思いました。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定い

たします。
　続いて、第２号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。まず１件目について、説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案　農用地利用集積計画についてご説明します。
１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。
　議案書の４ページをお開きください。１件目です。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町本川内郷（地番）、現況地目は畑で、１，２５３㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名はみかんです。期間は、令和３年１月１日から令和８年の１２月３１日までの５年間です。年間の借賃は、〇〇円で、毎年１２月末に自宅へ納入します。平成２８年に新規で借り入れており、今回が１回目の更新となります。
　土地の所在ですが、６ページをお開きください。図面の左上に〇〇駅がございますが、そこから４００メートルほど南の位置で、道路から少し上った、図面中央に赤色で表示してある場所が、申請地　本川内郷（地番）となります。
　以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。永冨義徳推進委員。

推進委員１番　　確認をいたしました。（借主）はもう７２歳になられますかね。ですけれども、一生懸命農業をやっておられますし、地域の方で体調を崩された方がおられまして、ちょっとみかん園も荒れていたのですが、そこの所も引き受けてですね、現在立派なみかん園になりつつあります。またこの（貸主）のみかん園も２回目の引継ぎで今後みかんを作っていかれると思いますが、非常に熱心に頑張っておられますので、問題ないかないかと思います。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。９番　益冨雅彦農業委員。

９　番　　１２月１７日１０時３０分から、水谷会長、福本局長、森係長、永冨推進委員さんと私、現地では（借主）が立会をされております。今推進委員さんが説明された通りでございますが、非常に重なるようでございますけれども、熱心に農業に取り組まれている方で、以前から兼業でされていたわけですけれども、専業以上に頑張られている。本当にこれだけ頑張っ

てよく病気をしないなと思うくらい頑張られる方でございます。それと、立会が終わってから少し立ち話をしたのですが、「よく頑張らすね」という話をする中で、あと何年か頑張って気張れば息子が退職するのでということで、定年退職されるのでしょうね。それまで頑張ってやっていこうと思っているという話を伺いました。会長が以前から言われているように、後継者が少ない中でこういう風に次の担い手を持てるというのは素晴らしいことだなと思って帰ったところでございます。以上でございます。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、２件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　２件目です。議案書の７ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、(氏名）さん、長与町平木場郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、(氏名）さん、長与町平木場郷（地番)。利用権を設定する土地は２筆で、長与町平木場郷（地番)、現況地目は田で１４９㎡。同じく、平木場郷（地番)、現況地目は田で５１０㎡、合計２筆で６５９㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年１月１日から令和８年の１２月３１日までの５年間です。年間の借賃は、２筆で米〇〇キロを、毎年１２月末に自宅へ納入します。平成２８年に新規で借り入れており、今回が１回目の更新となります。
土地の所在ですが、９ページをお開きください。広域図になりますが、図面左手の平木場郷の（施設名）から奥へ進み、〇〇バス停の付近になります。１０ページに詳細図を示しております。〇〇バス停の少し手前の道路沿いの土地で、黄色で表示したある場所が、申請地平木場郷（地番)、赤色で表示してある場所が、平木場郷（地番）でございます。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。尾﨑明光推進委員。

推進委員２番　　説明いたします。現地確認日が、１２月１７日午後１時３０分より行いました。立会者は、貸主、それと水谷会長、福本局長、森さん、それから永田農業委員さんで現地確認を行いました。現地の状況としまして、継続でありますので、田んぼを刈った跡があって、その状況もきれいに整備されていて、特に問題はないと思います。借りられる方も農業を今現在は積極的に行っておられますので、特に問題はないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。５番　永田好紀農業委員。

５　番　　５番の永田です。今尾﨑さんから報告がありました通り、現地確認を１７日にしております。この田の位置ということは、昔は川が通っていて、７・２３の時に復興工事でちょっと土地の位置とか面積とか変わっておるわけでございますけれども、この（貸主）のお父さんが亡くなって、娘さんが一人で田んぼなどをできないため、こういうふうに貸したりしておられます。田の貸し借りの条件について、この面積で〇〇キロというのは、ちょっと多いんじゃないかなと、またこの土地自体が干ばつの時には水がないものですから、米がとれない場合にはどんな条件にしているのかなと思う一面もありました。こんなふうに条件を付けて貸し借りをして、田んぼ自体が荒れ地にならない限りは、いいのではないかなと私も思っております。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、３件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　３件目です。議案書の１１ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、(氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、(氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆で、長与町嬉里郷（地番)、現況地目は畑で、２，７７７㎡です。利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名はみかんです。期間は、令和３年１月１日から令和４年の１２月３１日までの２年間です。平成２５年に新規で借り入れており、今回が１回目の更新となります。
土地の所在ですが、１３ページをお開きください。図面上に、嬉里郷の（事業所名)、(事業所名）を表記しておりますが、(事業所名）から山手の方へ３００ｍほど上った、橙色で表示してある場所が、申請地　嬉里郷（地番）でございます。
以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。坂口勝利推進委員。

推進委員６番　１７日に１１時１５分から現地確認を行いました。現地には、福本局長、森係長、水谷会長、私、山本委員で確認いたしました。前から４年間くらい借りておられたそうですが、今度はまた２年間借りられるということで現地確認をしましたところ、別に問題ございませんでした。あと２年間ということですけれども、もしかしたら、もう１年くらいで辞めようかなという話もあったのですが、あと１年は頑張って耕作したいということでございました。以上です。

議　長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。８番　山本忠典農業委員。

８　番　おはようございます。１２月１７日、自分の方も立ち会わせていただきました。その折お話を伺ったところ、前回平成２５年から令和２年の１２月３１日までの８年間借りていたそうです。今回２年間ということだったので、短いと思いまして、ちょっとその件を伺ったんですけど、(借主）自身も今畑をよく管理されているのですが、兄弟からも他の畑も作ってほ

しいと言われているらしくて、今回２年間というちょっと短い期間で更新をしようということで言われておりました。その畑に行くまでの（借主）の畑が隣接しておりまして、個人で園内道を作り、コンクリートをして、軽トラがそこまで行けるように畑もきれいに整備されております。自分の畑もですけれども、（貸主）の畑もきれいに管理され、更新するのに対して問題ないと思います、以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

これからは、報告事項に移ります。

農地転用専決処分の報告について事務局、説明をお願いします。

事務局　　それでは、報告いたします。まず、令和２年１２月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

報告事項の１ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出です。市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。

１.当事者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。職業は無職です。２．土地の所在等は、高田郷（地番）、地目は、登記簿・現況ともに畑で、面積は１９７㎡。土地の所有者も、（氏名）さんです。３．転用計画。転用の目的は、住宅用地で、自宅を増築するために宅地に隣接している農地を転用するものです。４．申請日　令和２年１１月１３日、５．専決処分の日　令和２年１２月４日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和２年１２月２５日、長与町農業委員

会　事務局長　福本美也子。
　２ページをお開きください。土地の所在を説明します。図面の中央に（施設名）がございますが、（施設名）裏手の住宅地の中にあります。赤色で表示してある場所が、届出地　高田郷（地番）です。
　以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　続いて、農地改良届に入ります。１件目の報告をお願いします。

事務局　　１件目です。報告事項の３ページをご覧ください。
　土地の所在は、平木場郷（地番）、地目は、登記簿は田・現況は畑です。面積は、１，０４８㎡の内５６０㎡。所有者・耕作者はともに、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。工事期間は、令和３年３月３１日までで、田畑転換を行います。上記の通り、令和２年１２月４日付の農地改良届について、現地確認を令和２年１２月１７日に行ったので報告します。令和２年１２月２５日、農業委員　永田好紀、農地利用最適化推進委員　尾﨑明光、代読でございます。
　４ページをご覧ください。届出の場所を申し上げます。図面の上の方にあります（施設名）の裏手になります。赤枠で囲ってある場所が届出地、平木場郷（地番）で、そのうち赤く塗りつぶしている部分が今回改良を行う部分、５６０㎡です。
以上です。

議　長　　ただ今の件について、現地確認を行っていますので、５番　永田委員さん、何か一言ありましたらお願いします。

５　番　　現地確認を１７日にしております。埋め立ての前は、水が増水しなかったという話ですけれども、今の現状が増水するということで工事をする・しないということをこの前（届出人）と打ち合わせをしたわけですけれども、（施設名）の方からも水が来ているということで、水路自体が昔からあやふやにできているのではないかなと私の直感でみております。あれだけ、パイプを入れて、溜枡を入れて、パイプで受けて、別の所に流した場合に、それで果たしてこの土地は大丈夫かなというふうに見てきております。工事が済んでしまうまで、状況

を見ながらした方がいいのではないかと思っております。以上です。

議　長　　続きまして、推進委員さんお願いします。尾﨑明光推進委員。

推進委員
２番　　永田農業委員さんがおっしゃった通りでありますけれども、水が強い所でですね、昔が全体的に流れとして川沿いでありますし、山に隣接しているわけですけれども、水が強い所であり、字図等で見れば、昔は青溝等もないようですので、田越しでずっと水が流れていたと思うんですよね。それが上流部というかずっと上の方の田んぼから埋立されていますし、現地の方も水がかなり湿気がある田んぼでした。そこで、埋め立てた時に水が強くて、隣接の住宅地の方も今までは低かったのでそこで一回水を受けていたので、住宅の方にはあんまり湿気はなかったんだけど、埋めることによってそういう湿気が出てきたようなこともおっしゃっておられます。現地としましては、法面等も崩れないように、草等の種子をまいて、法面が崩れないような処理をしたい。それと、水路等も上流部からの水を受けて流末の方に水を流すというようなことでした。それと一か所、以前から小さいですけれども、水を排水する、川の方に流すという所もあります。永田農業委員さんがおっしゃったように、工事を完了した後に雨等が降った時にどのような感じで水が流れるのかそういうところも一応確認をしなければならないかなと思います。水のことですので、なかなか現状は難しいわけですけれども、その状況を見て、どうしてもそれで処理が足りないということになりましたら、対処の必要が出てくる可能性もあると思います。以上です。

議　長　　これは専決処分ではありますけれども、実はこの前の大雨の時に、下の方の家に流れ込んだということで苦情がありまして、急遽こういう形になっております。ただ、今尾﨑推進委員も永田委員もおっしゃるように、ここが田越しで水が流れて来ている。一番下の家が、田越しの流末がですね、家がふさいでいる。小さい径の暗渠が屋敷の中を流れているんですけれども、それではどうもはけないということで、指導上、溜枡を入れて、また別ルートで水を流すようにというふうな指導を事務局と一緒にしているところであります。ですから、とりあえずこの結果を見て、先ほど言いましたように、いろんな不備な点があれば農業委員会としても指導をしていくという考え方で進めていきたいと思っております。
　ただ今の件につきまして、何か尋ねたいことはありませんか。
　渡邉委員、どうぞ。

２　番　　図面見る限り、奥の方が水田ですよね。手前を埋め立てる、ということは、雨が梅雨とかなんとかで降った時にここ堤になる可能性があるのではないかと。状況を見ながら指導をすると言うけれども、完了した後、また工事をしてくださいと言ってもなかなか難しいのではないかなと。だから、そこらへんの塩梅はどのような関係になるのか。また、埋立

の高さが出ていませんが、そこらへんはどういうふうになっていますか。

議　長　　ここはですね、実は、ここの谷間の取水面積を見ればわかるように、一番上に（施設名）があるわけですね。で、ここの（施設名）の水がどっちの方に流れているか。（届出人）の意見では、上の水をどうにかしてもらわないといけないという話があるんですけれども。ただ、（届出人）が買っているのは赤い線で囲んでいる部分を、もともとここは深田だったところ。だから、ここにもある意味土砂が入っている。でも、奥の方は少し低いんです。ですから、本当は堤みたいに調整機能があって出せばいいんですけれども、大雨の時は多分オーバーフローする。間違いなくオーバーフローする。ただ、オーバーフローした時に、土砂が流れ込まないように、法面に養生をしてくれと、種子帯をまいてくれ、転圧をしてくれというふうな形で言っていますから。基本的には現況の、普通の雨の場合には、大体我々も断面を見て大丈夫だろうというふうに思っていますけれども。ただ、大水害の時は間違いなく流れ込むというふうに思います。だから、雨が時間当たり雨量が１５０～２００ml 降ったりすると、間違いなくオーバーフローする。これはどこでも一緒ですけれども。だから、とりあえず最低限の処置をしてくれということで、今暗渠では径がどのくらいでしたか。森さん、少し状況の説明をしてもらっていいですか。

事務局　　流末がこの地図で言いますと、何軒か民家が並んであります。そこの四角がちょっと斜めになっているとこの隣の家に３０センチ四方の暗渠というか穴が開いてあって、そこが流末の一か所として設けられているのかな。それと、もう一か所が西側に川みたいにこう表記されています。そこに既設の側溝が川までの途中に走っていまして、そこが流末の２か所目ということで、今回は宅地の流末の所はあまりにも処理量が小さいので、西側の川の所に接続するように指導をしたというところです。よろしいでしょうか。

２　番　　わかりました。高さはどれくらいですか。

事務局　　だいたい１ｍくらいです。

２　番　　はい、了解。

議　長　　実は、これも届がなくやっていたということで、結局そういう災害があって初めて我々も確認をした。それで指導をしていくという形に逆になっていますけれども、これは、全く指導なしにすると、我々がバイパスを作らなければ泥を取り除いてもらわないといけないとい

うようなことも（届出人）に言ったわけですけれども、当然すでに埋めておりますから、後で改良届をして、農業委員会もそれに対して指導をしていくという形に、後追いになっていますので、そういうことでご了解をいただければと思います。結果はまたその後何かありましたら、報告をしたいというふうに思います。以上です。

議　長　　続いて、２件目について、事務局より願いします。

事務局　　２件目です。５ページをご覧ください。土地の所在は、岡郷（地番）、地目は、登記簿・現況ともに田です。面積は９５１㎡の内３４３㎡で、所有者・耕作者ともに、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）です。工事期間は、令和３年２月２８日までで、田畑転換を行います。上記の通り、令和２年１２月３日付の農地改良届について、現地確認を令和２年１２月１７日に行ったので、報告します。令和２年１２月２５日、農業委員　山口多美子、農地利用最適化推進委員　坂本秀哉、代読でございます。

６ページをご覧ください。届出の場所を申し上げます。図面の右手にあります〇〇バス停から下った、赤枠で囲っている場所が、届出地　岡郷（地番）で、そのうち赤色で塗りつぶしている部分が、今回農地改良を行う３４３㎡です。

以上です。

議　長　　ただ今の件について、現地確認を行っていますので、１１番　山口委員さん、コメントがありましたらお願いします。

１１番　　１２月１７日１４時３０分より現地確認をいたしました。（届出人）は、この水田を何年もの間耕作をされていませんで、今回、道並まで土を入れて、野菜畑にされるそうです。上側を排水をよくするために土を埋めずに、下の方に排水溝があるのですが、そこに管を接続して水はけをよくするということで、道があってその下の段の田んぼも（届出人）の所有なので、水はそこに流れるそうです。問題はないかなと思いました。以上です。

議　長　　続きまして、推進委員さんお願いします。８番　　坂本秀哉推進委員。

推進委員
８番　　全部説明されたので、私はもう特に言うことはありませんが、田んぼをするのも狭地をするのはきついので、泥を入れて野菜を作りたいという気持ちは非常にわかりました。以上です。

議　長　　ただ今の件につきまして、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　次は、行事報告です。事務局より説明をお願いします。

【この後、令和２年１２月の行事報告が行われた】

議　長　　１月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　１月２６日９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議無し】

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会１２月総会を閉会します。